

警察庁 DNA 型データベース・システムに関する意見書

2007 (平成 19) 年 12 月 21 日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 現在警察庁が運用する DNA 型情報データベース・システムは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害することがないように、規則ではなく法律によって、構築・運用されなければならない。

よって、国家公安委員会規則第 15 号は廃止されるべきである。

- 2 法律を制定するに当たっては、DNA 型情報が「個人の究極のプライバシー」であることに鑑み、以下のとおり、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関について定めるべきである。

(1) 採取

DNA 型情報は具体的な事件捜査の必要性がある場合に限り採取できるものとすべきであり、具体的な事件捜査の必要性と関係なくデータベースに登録するために DNA 型情報を採取することは許されないものとする。

被疑者からの DNA 型情報の採取は原則として令状によるべきであり、例外的に任意の採取を行う場合は、書面により、採取の意味、利用方法などの説明を十分に行うべきこと。

(2) 登録対象

登録する DNA 型情報は現行の遺留 DNA 型情報、変死者 DNA 型情報及び被疑者 DNA 型情報に限り、かつ、遺伝子情報を含むものであってはならないとすること。

登録する被疑者 DNA 型情報は、強盗・殺人などの生命・身体に対する重大な犯罪・性犯罪などの一定の犯罪類型に限るべきこと。

被疑者から任意に採取した DNA 型情報をデータベースに登録する場合は、あらかじめ書面による同意が必要であるとする。

被疑者が少年の場合は、原則として登録対象から除外するものとする。

(3) 保管

不正アクセス、情報漏洩を防止するため、情報管理者を明確に定め、かつ、その権限と責任を明示すること。

データベースにアクセスできる主体を限定すること。

データベースの不正利用に対する罰則を定めること。

データの保管期間を限定すること。

- (4) 利用
利用目的を具体的な捜査に限定し、目的外使用を禁止すること。
無罪を立証する場合や再審請求を行っている場合において、冤罪を解明するための利用を許し、その利用は目的外利用ではないとすること。
他の行政機関の情報とのマッチングを禁止すること。
- (5) 抹消
無罪・公訴棄却・免訴の裁判が確定した場合、嫌疑なし・嫌疑不十分により不起訴となった場合、違法収集証拠と認定された場合、登録対象者の保管期間内の死亡の場合には、抹消を義務づけること。
誤ってデータベースに登録されている者について、その抹消等を求める権利があることを明らかにすること。
- (6) 品質保証
DNA 型情報の基礎となった DNA 型鑑定の品質保証（信頼度ないし精度）を確保する方策を定めること。
- (7) 監督・救済機関
DNA 型検査の方法、品質保証などを含むデータベース・システムの構築・運用の状況を監督するとともに、人格権・プライバシー権侵害の有無を調査し、救済するための第三者機関を設置すること。

意見の理由

第1 本意見書の目的について

警察庁は、2004（平成16）年12月、遺留資料DNA型情報検索システム運用要領に基づき、「遺留資料DNA型情報検索システム」の運用を開始し、2005（平成17）年8月26日、国家公安委員会規則であるDNA型記録取扱規則・細則を公布して同年9月1日から「被疑者に係るDNA型データベース」の運用を開始した。

被疑者DNA型情報は、特定人の個人情報であり、遺留資料DNA型情報も特定人と関連付けられる場合には特定人の個人情報となる。それゆえ、データベース・システムは、国民のDNA情報(*)を警察権力が管理することを意味し、憲法13条で保障されるプライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害する危険がある（指紋につき、最判1995（平成7）年12月15日刑集49巻10号842頁参照）。

基本的人権の擁護を使命とする日弁連としては、特にDNA情報が「究極の統一的・総合的な個人情報」であることから、その法的な問題点を明らかにするとともに、現在の運用に問題があればその是正を図るべき必要があると判断した。

この意見書は、このような目的から作成されたものである。

(*) DNA 情報は遺伝に関する情報も含む DNA 情報全体を意味し、DNA 型情報は遺伝に無関係であるといわれているある特定の繰り返し配列型のみの情報をいう。後者は前者のごく一部にすぎない。

第2 わが国の犯罪捜査における DNA 鑑定(*)の現状と留意点について

1 DNA 鑑定について

DNA 鑑定とは、細胞内にある DNA を構成している塩基の配列が多型性を有することから、これを分析して個人識別をしようとするものであり、1985 (昭和 60) 年にイギリスで発表され、その後、各種の方法が開発され、広く用いられているようになっている (後藤眞理子「いわゆる MCT118DNA 型鑑定の証拠としての許容性」最高裁判所判例解説 (平成 12 年度) 176 ないし 177 頁。以下「後藤・最判解説」という)。

(*) DNA 鑑定という言葉は、特定の繰り返し配列の回数を型として調べる DNA 型鑑定と、塩基配列自体の違いを調べる DNA 鑑定 (ミトコンドリア DNA 鑑定) に大別され、その両者を含む意味で使用している。

2 わが国の犯罪捜査における DNA 鑑定の現状について

- (1) わが国の犯罪捜査における DNA 型鑑定は、警察庁が、1992 (平成 4) 年度を初年度とする 4 か年計画にて、警察庁及び都道府県警察本部の科学捜査研究所 (以下「科捜研」という。) に、警察庁科学警察研究所 (以下「科警研」という。) が開発・実用化した MCT118 型検査、HLADQ α 型検査を用いた DNA 型鑑定を導入し、広く第一線の犯罪捜査に活用することとして始まった (清水稔和「遺留資料 DNA 型情報検索システムの運用開始等について」捜査研究 645 号 15 頁。以下「清水・捜査研究」という)。
- (2) MCT118 型法は、具体的には、第 1 染色体の MCT118 型と名づけられた部位に、16 個の塩基が一組になって繰り返し並んでいる部分があり、この繰り返しの回数の違いを 1 つの型と見て調べるものである。その手順は、資料から、DNA を分離して精製し、プライマー (*₁) を加えて、目的とする塩基配列部分を切り出し、PCR 法 (*₂) により増幅し、増幅した DNA の部分を、予め塩基配列の大きさの判明している標準物質 (DNA マーカー) (*₃) と同一泳動板上で電位差を利用して泳動させ、質量の差を移動距離に反映させ、その結果から型を判定するというものである (後藤・最判解説 176 ないし 177 頁)。この手順は、自動化されているにせよ、後述の短鎖 DNA 型検査法の場合も同じである。
- (3) その後、1996 (平成 8) 年度から新たに実用化された TH01 型 (*₄) 検査及び PM 検査 (*₅) を合わせて 4 種類の検査法を用いた DNA 型鑑定が実施されることとなった。しかし、HLADQ α 型 (*₆) 検査及び PM 検査の検査試薬が製造中止になった

ことを受け、2003（平成15）年8月からは、両検査に代わりフラグメントアナライザー（*7）と呼ばれる自動分析装置を用いた短鎖DNA型検査法を科捜研に導入することとした。それに伴う検査方法などに関する刑事局長通達の内容については、別紙3のとおりである。

この検査法は、陳旧な血痕、白骨等の資料からでもDNA型の検出が可能な短鎖繰り返し配列（STR）座位を指標とするものであり、フラグメントアナライザーを用いることにより、TH01座位を含むSTR9座位（*8）のDNA型が同時に検出できるほか、個人識別精度も格段に向上している。「計算上、現在の検査法による出現頻度は、STR9座位の場合、最大100万人に1人であり、さらに、MCT118座位と組み合わせれば、最大で1億8000万人に1人となる。」とされている（清水・捜査研究15ないし16頁）。

3 DNA鑑定における留意点について

- (1) 4種類の塩基（A、C、G、T）がある一組の配列を作り、それが繰り返されるものを反復配列多型（VNTR = Variable Number Tandem Repeat）といい、一組の塩基数が3ないし5程度で短いものを特に短鎖反復配列（STR = Short Tandem Repeat）という。これらは染色体にある長いDNAの鎖の一部を構成する。DNAの鎖は陳旧・腐敗などによる分解でちぎれる。その場合、短鎖は長鎖よりちぎれる可能性が低いので、原形を留めたままであることが多い。したがって、短鎖反復配列のほうが陳旧・腐敗した資料からでもDNA型を検出できる可能性が高い。
- (2) DNA鑑定においては、資料からDNAを分離して精製し、プライマーを加えて、目的とする塩基配列部分を切り出すとされるが、分離精製されるDNAとは22組の染色体プラス1組の性染色体の合計23セットの全体のことであり（これをゲノムという）、遺伝子情報も全て含まれている。「究極の統一的・総合的な個人情報」と称される所以である。犯罪捜査のDNA型鑑定で切り出される「目的とする塩基配列部分」は、遺伝と無関係な「がらくた」部分（ジャンク、イントロン）と言われているが、現在の技術水準では試薬さえあれば遺伝に関係する部分を検査することは簡単にできるようになっている。

第3 わが国のDNA型データベースの運用について

1 遺留資料DNA型情報検索システムについて

2004（平成16）年12月、警察庁は、犯罪現場等に遺留された血痕等のDNA型情報検索システムの運用を開始した（警察庁「遺留資料DNA型情報検索システム運用開始要領」参照）。

この遺留資料DNA型情報検索システムは、警視庁及び道府県警察本部の科捜研所長から送信された遺留資料に係るDNA型情報等を警察庁刑事局犯罪鑑識官が登録し、後述の同一犯行照会及び余罪照会のためのDNA型情報の検索に用いるもの

であった。

2 現行のDNA型データベース・システムについて

その後、2005（平成17）年8月26日、国家公安委員会規則第15号「DNA型記録取扱規則・同細則」（以下、単に「本規則」という。）が公布され、同年9月1日より施行されて運用が開始され、前記要領も、本規則により統合された。

これにより、警察の遺留資料のほか、被疑者・変死者のDNA型情報も本規則によりデータベースの対象となり、DNA型データベース・システムは、本規則に基づいて運用されるようになった（以下、本規則の条項を掲記する）。

(1) データベース化に至るまでの流れ

わが国の犯罪捜査におけるDNA型鑑定については、第2において述べたところであるが、本規則によりデータベースの記録となるのは、主として、このDNA型鑑定によって得られた「特定DNA型」（2条2号）である。

そして、この資料となるものは、被疑者の身体から採取された「被疑者資料」、犯罪現場その他の場所に被疑者が遺留したと認められる「遺留資料」、身元が明らかでない変死者等の死体から採取された「変死者等資料」に類型化されているが（2条）、資料とすべき被疑事実に限定はない。

本規則によれば、鑑定は、科捜研が行う場合と、同所以外の機関又は学識経験者が行い、鑑定書の写しを科捜研所長に送付する場合とがある（3条、4条）。

(2) 記録の作成

科捜研所長は、前記鑑定により特定DNA型が判明すると、その特定DNA型の記録を作成し、警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信する（3条）。

これらの記録は、鑑定資料の分類に応じて、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録、変死者等DNA型記録と呼ばれる（2ないし4条）。

(3) 記録の整理・保管

犯罪鑑識官は、DNA型記録が送信されると、それを整理・保管（データベース化）し、記録された情報の漏えい、滅失、又はき損の防止を図るため、必要かつ適切な措置を講じなければならない（5条）。一方、科捜研所長は、前記ないしの記録の送信をしたときは、送信に係る記録を抹消しなければならない（3条、4条）。

このようにして、犯罪鑑識官が記録を一元管理することになる。

(4) DNA型の対照（6条）

データベースがどのように利用されるのかについて、以下、具体的利用方法を挙げる。

ア 被疑者データベースを利用する場合

例えば、犯行現場等から血痕等を採取し、そのDNA型情報の分析結果を得られたとする。その分析結果と既に蓄積されている被疑者DNA型データベース

上の DNA 型情報とを比較対照する。そして、現場の血痕等の分析結果と、データベース内にある特定の被疑者（被疑者 A とする）の DNA 型情報とが一致すれば、現場の血痕等が被疑者 A ののものであると推定できる（**遺留照会**）。

イ 遺留資料データベースを利用する場合

(ア) 例えば、被疑者から血液等を採取し、その DNA 型情報の分析結果を得られたとする。その分析結果と、既に未解決事件において犯罪現場等から採取した血痕等が蓄積されている遺留資料データベース上の DNA 型情報とを比較対照する。そして、被疑者から得られた血液等の分析結果と、遺留資料データベース内にある特定事件（B 事件とする）において採取された血痕等の DNA 型情報とが一致すれば、被疑者が当該 B 事件において関与した疑いが強まり、被疑者の余罪に関する情報が得られる（**余罪照会**）。

(イ) また、例えば、特定の事件（C 事件とする）の犯行現場から血痕等を採取し、その分析結果を得られたとする。その分析結果と既に蓄積されている遺留資料データベース上の DNA 型情報とを比較し、そのデータベース上の特定事件（D 事件とする）と一致すれば、C 事件と D 事件が同一犯の犯行による疑いが強まるなど関連情報を得ることができる（**同一犯行照会**）。

(5) 記録の抹消（7 条）

犯罪鑑識官が保管する DNA 型記録を抹消しなければならない場合は、以下の場合である。

ア 被疑者 DNA 型記録（1 項）

被疑者 DNA 型記録に係る者が死亡したとき

その他被疑者 DNA 型記録を保管する必要がなくなったとき

イ 遺留 DNA 型記録（2 項）

遺留 DNA 型記録に係る事件について確定判決を経たとき

その他遺留 DNA 型記録を保管する必要がなくなったとき

ウ 変死者等 DNA 型記録（1 項, 3 項）

変死者等 DNA 型記録に係る対照をしたとき

(6) 被疑者から採取した血液サンプル等の保管・破棄

サンプルの保管・破棄についての規定はない。また、保管・破棄に関する罰則もない。

3 DNA 型データベース・システムの有用性について

2005（平成 17）年 9 月の DNA 型データベース発足時は、遺留資料 DNA 型情報は 888 件、被疑者 DNA 型情報は約 2100 人分であった。

(1) 発足から 1 年を経た 2006（平成 18）年 8 月末日の時点では、当連合会の照会に対する同年 10 月 19 付警察庁刑事局長による回答書によれば、被疑者 DNA 型記録は 4190 件、遺留 DNA 型記録は 3652 件が登録されていた。

事件の内容については、強姦 824 件、窃盗 674 件、強盗 501 件、殺人 455 件であるとされていた。

また、余罪照会により、408 の被疑者資料に係る DNA 型が 554 事件の遺留資料に係る DNA 型に合致し、遺留照会により、56 事件の遺留資料 DNA 型が 56 人の被疑者資料 DNA 型に合致し、同一犯行照会により、遺留資料同士の DNA 型が合致し、同一犯行と判明したのが 252 人の被疑者に係る 684 事件に及んだとされていた。

- (2) 2007 (平成 19) 年 12 月 26 日付け朝日新聞報道によれば、同年 11 月末日現在、では、被疑者 DNA 型記録は 1 万 4949 件、遺留 DNA 型記録は 9104 件が登録されるに至っている。
- (3) 以上の検挙実績から見ると、DNA 型データベース・システムには、捜査上、一定の有用性が認められる。

第 4 各国の DNA データベース・システムの構築・運用に関する法制度について

1 各国の DNA データベース・システムの概要について

各国の DNA データベース・システムの運用に関する法制度の内容は、「別紙 1」及び「別紙 2」のとおりである。すなわち、多くの国では、警察が犯罪捜査の必要上収集した DNA 型情報を効率的に照合するため、DNA データベース・システムを構築し、運用している状況にある。

もっとも、その場合でも、各国は、DNA データベース・システムの構築・運用にあたり慎重に検討した上で法律を制定している。具体的には、生体資料の採取対象者、対象犯罪、データベースの構築・運用の法的根拠、サンプルの保存とデータベースからの削除、データベースの品質管理等に関し、法律により定めているのである。

2 各国の DNA データベース・システムにおける法律による民主的コントロールについて

このことは、DNA 型情報が「究極のプライバシー情報」であることから、DNA データベース・システムの構築・運用によって、プライバシー権ないし自己情報コントロール権が侵害されることのないよう法律によって民主的にコントロールしなければならないということが国際的に共通の認識となっているものであることを示すものである。

この点に関し、英米では、警察が犯罪捜査の必要上収集した DNA 情報のみならず、具体的な犯罪捜査の必要性和離れて、一定の重大犯罪の有罪判決を受けた者や被疑者からも DNA サンプルを採取し、データベースに登録しているが、この場合でも、DNA データベースの登録に関する個別法を制定しているところである。

第 5 わが国における DNA 型データベース・システムの構築・運用に関する問題点に

ついて

これに対し、わが国においては、前述のとおり、警察庁において DNA 型情報のデータベース化が開始されているが、その構築、運用等に関してはすべて国家公安委員会規則によって定められている。

また、DNA 型情報は、究極の個人情報であり、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関など、いずれの点についても慎重な取扱いが必要とされるものであるが、現在運用されている DNA 型データベース・システムでは、いずれも不十分であるといわざるを得ない。

にもかかわらず、現在、わが国では、DNA 型データベース・システムの構築を超えて、前述の英米のように、具体的な事件捜査の必要性がなくとも、被疑者から DNA 型情報を採取できる制度に関する議論がなされている状況にある。

以上のわが国における DNA 型データベース・システムの構築・運用に関する問題点をふまえ、以下、法律によって DNA 型データベース・システムを構築・運用すべきであることを述べるとともに、上記の近時の議論の問題点について述べた上、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関等に関し、法律に定めるべき内容について述べることにする。

第 6 法律によって DNA 型データベース・システムを構築・運用すべきであることについて

1 規則に基づく現行の DNA 型データベース・システムの構築・運用について

まず、現行の DNA 型データベース・システムについて、前述のとおり、警察庁は、国家公安委員会規則に基づいてこれを構築・運用しており、法律の定めによる必要はないものと考えていることは明らかである。

その理由については、わが国では指紋等取扱規則（国家公安委員会規則第 13 号）により、指紋のデータベース化が確立していることから、DNA 型情報のデータベース化もそれと平行に考え、国家公安委員会規則を制定すれば、DNA 型情報をデータベース化することには問題がないという点にあると考えられる。

しかしながら、以下に述べるとおり、このような見解には、重大な疑問があるといわざるを得ない。

2 指紋情報と DNA 情報との決定的な差異について

(1) この点、確かに、わが国では、指紋等取扱規則により、指紋のデータベース化が確立しているが、指紋の採取については、刑訴法 218 条 2 項という明文の法的根拠がある。

その趣旨は、一方で、誤認逮捕等の防止・留置管理の必要上からも、逮捕・勾留された被疑者を個人識別する情報を取得する必要がある。他方で、合法的な身柄拘束によって人身の自由という重大な人権を制約されることを甘受しなければな

らない被疑者にとって見れば、個人識別のために外観的な情報を採取されることはそれに伴う軽微な人権侵害であり、併せて甘受しなければならないという点にあるとされている。

また 指紋は 指という体表の皮膚に刻印された渦巻きや馬蹄型の外観的形狀を転写するのみであり、刑訴法 218 条 2 項という明文規定には、指紋情報を取得し、個人識別のためにそれを登録・管理するというデータベース化も許容しているものと解されている。

ただし、このようなデータベースを将来の捜査のために利用することも許容しているといえるかについては、重大な疑問があるところである。

(2) これに対し、DNA 型情報については、指紋情報と同様に考えることはできない。

ア すなわち、わが国において、DNA 鑑定を行うために被疑者から強制的に DNA を採取するためには、強制採尿と同じく医師の手による条件を付した搜索差押許可令状か、採血と同様に鑑定処分許可状と身体検査令状が必要である。その場合には、犯罪捜査のためにする必要性、すなわち、被疑事実との関連性が必要である（憲法 35 条、刑訴法 218 条・219 条）。

したがって、犯罪捜査のために DNA を入手する必要のない場合、例えば贈収賄事件や道交法違反事件、行政犯事件などでは被疑事実との関連性を想定できず、DNA の強制採取を認めることはできない。それゆえ、逮捕・勾留されているからといってすべての被疑者から DNA 型情報を取得できないのであるから、そもそも指紋と同一視することができない。

イ しかも、一定の型の情報を入手するためには必然的にある人の細胞中の「DNA 全体」を採取して鑑定しなければならない。その場合の DNA 全体とは、すべての遺伝情報が含まれている当該「ある人の究極の統一的・総合的個人情報である DNA」を意味する。それゆえ、仮にそれを採取する場合には採取された DNA 全体は無限定な DNA 型検査（個人情報の探知・収集）の現実的危険にさらされることになる。

これに対し、警察庁は、DNA 型情報として利用するのは個々の遺伝情報が含まれていない約 98%のイントロン部分であり、遺伝情報に係る約 2%のエクソン部分は利用しないと述べている。

しかし、上記の見解は、結局のところ警察を信頼するよう求めているのみであり、遺伝情報が警察によって利用されない保証はない。

また、解読技術の向上により、約 98%のイントロン部分からも遺伝関連情報が取り出される危険も指摘されている（例えば、警察庁が採用している 9 種類の DNA 型検査のうち、TH01 型には遺伝に関するプロモーター機能(*)が含まれているという指摘もある）。

したがって、DNA 型情報を入手するために DNA 全体を採取することは人体細胞の奥深く侵入することに等しく、そしてそれは DNA 全体を丸裸にする現実的な危険にさらすことであるから、体表の外観的形狀を転写するだけの指紋情報を取得する場合と同様に考えることが到底できないのは明らかである。

3 「究極のプライバシー」である DNA 型情報を保護するための民主的コントロールの必要性について

他方、DNA 型情報データベース・システムの構築は、検挙率の向上、事件の早期解決を図り、特に性犯罪分野での犯罪抑止目的のため必要であると説明されている。

また、2001（平成 13）年 9 月 11 日の同時多発テロを受け、2003（平成 15）年 5 月に開催された G8 司法・内務閣僚会議において、各国が DNA に関する情報収集力を高め、共同で取り組むことが確認されたため、国際的な要請もあると説明されている。

この点、自白に頼らない捜査の必要性や、2009（平成 21）年からの裁判員制度の開始をふまえ、物的証拠による「客観的」な証拠収集が重要となっていることは確かである。

しかしながら、前述のとおり、DNA 情報は、個人の「究極のプライバシー」と言われているように、個人のすべての遺伝情報が含まれているものである。

日本国憲法は、国家権力による権限の無制約な行使を制限するために法の支配を基本原理としている。

DNA 型情報のデータベースの構築を許容するにしても、国家による無限定な DNA 型情報の収集・利用の危険から、日本国憲法 13 条で保障されている個人の尊厳の中心となるプライバシー権ないし自己情報コントロール権を守るためには、民主的コントロールが不可欠である。

そして、そのためには、合理的な理由を立法目的とし、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関等の規制を伴った法律の制定が必要不可欠なのである。

この点、2003（平成 15）年にユネスコで採択された「ヒト遺伝データについての国際宣言」も、DNA の収集は、国際人権法に抵触しない国内法でなされるべきであることを明言しているところである。

4 警察における情報の集中の危険性について

付言するに、現在、警察のもとには、運転免許証、監視カメラ、捜査等による情報のほか、公安警察により収集された情報、行政警察の許認可等を通じた情報など、国民の様々な情報が収集・蓄積され、管理・利用されている状況にある。

しかるところ、近時、N システム（自動車ナンバー自動読み取りシステム）のデータが愛媛県警捜査一課の警部のパソコンから「ウィニー」によって大量に流出し

た事件が報じられた。

Nシステムに関しては、従前、制度設計や運用がすべて非公開とされてきたところ、警察庁は、Nシステムにより収集されたデータに関し、アクセスできる者は限定されており、捜査に必要な場合以外に使用せず、データは一定期間を経過すると消去されるシステムであると説明してきたが、全く事実と異なることが明らかになったのである。

このような警察における情報の集中の危険性に鑑みれば、DNA型情報データベース・システムを法律によって制度を構築・運用することは不可欠であり、将来的には、上記のシステムの構築・運用については、警察庁その他の政府の行政機関から独立した第三者機関を設置してこれに委ねることも検討されるべきである。

5 小括

よって、現在警察庁が運用しているDNA型情報データベース・システムは、日本国憲法13条の保障するプライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害する重大な疑いがあるものであり、速やかに本規則を廃止し、法律をもって上記のシステムの規制がなされるべきである。

第7 DNA型情報の採取 特に、具体的な捜査の必要性がない被疑者からの強制的な採取 について(*)

(*)この意見書の立場では、この問題は、法律に基づいてDNA型情報データベース・システムを構築した後、もしくは法律を制定する際の議論である。

1 DNA型情報の採取の方法について

上記のとおり、DNA型情報データベース・システムは法律によって構築・運用されなければならないが、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関等を検討する前提として、DNA型情報の採取、特に、具体的な捜査の必要性がない強制的な採取について検討する。

この点に関し、まず、警察におけるDNA型情報の採取として考えられる方法を整理するに、DNA型情報の内容としては、遺留DNA型情報、被疑者DNA型情報及び一般人DNA型情報が考えられる。

また、具体的な捜査の必要性については、これがある場合とない場合とが考えられる一方、被疑者DNA型情報については、同意に基づく任意の場合と同意に関わらない強制的の場合とが考えられる。

これらの方法を整理するに、次頁の表のとおりである(もっとも、前述のとおり、一般人DNA型情報については、現行のDNA型データベース・システムに登録されるものとはされていない)。

このうち 特に問題となる具体的な捜査の必要性がない被疑者からの強制的な採取の部分は、太線で囲まれた部分である。

	具体的な捜査の必要性がある		具体的な捜査の必要性がない	
遺留 DNA 型情報	現場に遺留された血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)		捜査対象ではない	
被疑者 DNA 型情報	捜査段階で当該捜査のため被疑者の同意に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	捜査段階で当該捜査のため鑑定処分許可状等に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	具体的な捜査に関わりなく,被疑者の同意に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	具体的な捜査に関わりなく,被疑者の同意に関わらず強制的に得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)
一般人 DNA 型情報	捜査段階で当該捜査のため一般人の同意に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	捜査段階で当該捜査のため鑑定処分許可状等に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	具体的な捜査に関わりなく,一般人の同意に基づいて得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)	具体的な捜査に関わりなく,一般人の同意に関わらず強制的に得た血液等で行った DNA 鑑定書で取得したデータ(科警研,科捜研,大学等)

2 具体的な捜査の必要性がある場合の被疑者 DNA 型情報の採取について

まず,具体的な捜査の必要性がある場合に関し,被疑者から強制的に DNA を採取するためには,強制採尿と同じく医師によるという条件を付した捜索差押許可令状か,採血と同様に鑑定処分許可状と身体検査令状が必要であることは,前述のとおりである。

他方,具体的な捜査の必要性がある場合において,被疑者の同意に基づき任意の採取を行うことも考えられるが,被疑者として捜査の対象となり,又は,身柄を拘束された状況下において,被疑者の真意に基づく同意が得られるか否かは疑問であり,同意の名の下に強制的な採取が行われる危険がある。

前述のとおり, DNA 情報が,「究極の統一的・総合的な個人情報」であることに鑑みれば,被疑者からの DNA 型情報の採取は原則として令状によるべきであり,例外的に任意の採取を行う場合は,書面により,採取の意味,利用方法などの説明を十分に行うべきである。

3 具体的な捜査の必要性がない場合の被疑者 DNA 型情報の採取について

- (1) 他方，具体的な捜査の必要性がない場合の被疑者 DNA 型情報の採取において，現行の DNA 型情報データベース・システムを前提としても，指紋と同じように DNA 型情報を取得することができるとする見解が警察で開催されたシンポジウムで提起されている（「日英犯罪減少対策フォーラム『犯罪対策としての DNA 型情報の活用について～英国の制度を参考に』前田雅英基調報告『DNA データベースの必要性と犯罪状況』警察学論集 58 巻 3 号 70 頁以下）。

すなわち，口の中の口腔内細胞は綿棒でひと撫ぜすることによって採取でき，これを利用して DNA 鑑定をすることが可能であるが，これは外界に接する体表面から簡単に剥がれる細胞を取得するだけであるから，指紋の採取に準じて刑法 218 条 2 項により実施できるという見解である。

しかし，このような方法が，刑法 218 条 2 項が予定するものとは到底解することはできないことは既に述べたとおりであり，上記の見解は到底採り得ないものといわざるを得ない。

- (2) これに対し，新たな立法をもって具体的な捜査の必要性がない場合の被疑者 DNA 型情報の採取を導入することについては，近時，警察関係者が「近い将来，法律等の問題を整え，逮捕された被疑者等の DNA 型データベース化が開始されるであろうと思われる。」と述べているとおり（吉野峰生「DNA 活用の今後の動向」警察学論集 60 巻 1 号 171 頁），既に警察では検討されていると思われる。

まず，英米等では，前述のとおり，DNA 型情報データベースに登録する目的で生体資料の提出を被疑者又は受刑者に強制することを許容する特別の法律を制定している。

その上で，方法は大きく分けて 2 つあると考えられる。第 1 は「イギリス型」であり，被疑事実の種類を問わず，「**逮捕された者**」からの DNA 情報の採取を許容する制度である。第 2 は「アメリカ型」であり，主に「**重大犯罪を犯した受刑者**」からの DNA 情報の採取を許容する制度である（なお，アメリカにおいては，「別紙 1」及び「別紙 2」のとおり，2005（平成 17）年 DNA 指紋法により，連邦においても，「逮捕された者」からの DNA 情報の採取を許す制度に変更されているが，従前の制度を前提として，「アメリカ型」と呼ぶことにする）。

これらはいずれもデータベースを拡大する方向であり，今後わが国の法整備を考えるとときに選択肢となり得るため，わが国における妥当性を検討しておくことが不可欠となる。

- (3) そこで検討するに，まず，憲法 35 条の規定する搜索・押収における令状主義の保障の例外が，現行犯逮捕ないし緊急逮捕の場合に限られていることを考えると，犯罪の嫌疑がない無令状の搜索・押収が憲法 35 条の許容するところでないことはいうまでもない。

したがって、具体的な捜査の必要性なくして DNA 情報を取得することはできないところ、被疑事実によっては、捜査の必要上、DNA 情報を取得する必要があるものがあるのであるから（形式的行政犯、贈収賄事件等）、被疑事実の種類を問わず、逮捕された被疑者から DNA 情報を取得する「イギリス型」の方法は、わが国では憲法 35 条に反するものとして許されないと考えられる。

- (4) 次に、具体的な犯罪捜査の必要性からではなく、データベース化それ自体のために DNA 情報を強制的に採取することの可否について検討するに、それは、「将来の」犯罪捜査に役立てることを目的とするものであるから、犯罪捜査そのものではない。

すなわち、このような目的による DNA 情報の強制的な採取は、犯罪の予防ないしは捜査の円滑化を図るといふ行政警察の問題であり、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障と行政警察権の行使に関する適正な手続の調和という憲法 31 条が妥当する場面ということになる。

したがって、法律に定める手続によらなければならない、その内容も適正手続の保障に反しないことが必要となるが、将来の犯罪捜査の必要から DNA の強制採取を可能とする立法は許されないとすべきである（なお、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律第 16 条 1 項では、「その者の識別に必要な限度で」、「身体検査」をすることが可能であると定められている。しかし、この規定にそもそも DNA サンプルの採取までを読み込むことは困難である上、同法をもって、将来の犯罪捜査一般の目的として、DNA 型情報データベースを構築するために生体資料を入手できる法的根拠とすることは到底できない(*)）。

なぜなら、このような採取によって侵害にさらされる基本的人権は、日本国憲法 13 条が保障するプライバシー権ないし自己情報コントロール権という重要な権利であり、中でも、DNA 情報は、「個人の究極のプライバシー」というべき情報だからである。

そうすると、確かに、DNA 型データベースを充実・整備することが将来の犯罪捜査に有用であることは否定できないものの、「個人の究極の統一的・総合的個人情報である DNA 全体」を採取しなければならないことに鑑みれば、将来の犯罪捜査の目的によって DNA 情報の入手を許すことは、極めて重大な権利侵害として許されないものというべきである。

そして、このことは、採取対象者を重大な特定の犯罪を行った受刑者ないし累犯者に限定したとしても、変わらないものと解すべきである。

- (*) 法務省は、近時、開設した美祢社会復帰促進センターにおいて、受刑者の管理の方法として「指の静脈画像」による認証システムを導入した。これも体表面からの情報取得であって身体に対する侵襲性を欠くともいえるが、体内の生体情報を取得するものであり、少なくとも、規則で定める手法が正しいとは思われない。

第8 DNA 型情報データベース・システムを構築・運用するための法律に定めるべき内容

以上をふまえ、DNA 型情報データベース・システムを構築・運用するための法律に定めるべき内容について検討するに、DNA が「個人の究極のプライバシー」であることに鑑み、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関のそれぞれについて、次のとおり定めるべきである。

1 採取

DNA 型情報は具体的な事件捜査の必要性がある場合に限り採取できるものとすべきであり、具体的な事件捜査の必要性と関係なくデータベースに登録するために DNA 型情報を採取することは許されないものとすべきである。

また、被疑者からの DNA 型情報の採取は原則として令状によるべきであり、例外的に任意の採取を行う場合は、書面により、採取の意味、利用方法などの説明を十分に行うべきである。

その理由については、前述のとおりである。

2 登録対象

(1) DNA 型情報データベース・システムに登録する DNA 型情報は、現行の遺留 DNA 型情報、変死者 DNA 型情報及び被疑者 DNA 型情報に限り、かつ、遺伝子情報を含まないものとすべきである。

なぜなら、みだりに「個人の究極のプライバシー」である遺伝子情報を登録させないためであり、これに違反した場合には、罰則を課すことも検討すべきである。

(2) 登録する被疑者 DNA 型情報については、強盗・殺人などの生命・身体に対する重大な犯罪・性犯罪などの一定の犯罪類型に限るべきである。

なぜなら、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障の観点からは、DNA 型情報の取得はできる限り謙抑的にすべきだからである。

(3) 被疑者から任意に採取した DNA 型情報をデータベースに登録する場合は、採取時にデータベースに登録することの同意を得ている場合を除き、あらためて書面による同意が必要であるとすべきである。

なぜなら、DNA 型情報をデータベースに登録することは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を新たに制約するものとなるからであり、DNA 型情報の保管、利用などについてあらためて同意を求める必要があるからである。

(4) 少年の場合には、少年の可塑性に鑑み、原則として登録対象者とすべきでない。特に、14 歳未満の少年は刑事責任を問われないのであるから、登録対象者から除外すべきである。

3 保管

- (1) 不正アクセス、情報漏洩を防止するためには、データベースの情報管理者を明確に定めることが必要であり、その権限と責任を明らかにすべきである。
- (2) また、データベースにアクセスできる者については、これを限定すべきである。
- (3) 情報管理者がその責任や権限に反した場合や、捜査官その他の者が不正利用、不正アクセス、情報漏洩などをした場合の罰則が定められるべきであり、DNAが「究極のプライバシー」と言われることも考慮すると、罰金刑の他懲役刑の選択も検討されるべきである。

この点、いわゆる住基ネットに関し、住民基本台帳法において、目的外利用が罰則をもって禁じられていることを想起すべきである。

- (4) 被疑者 DNA 型情報を登録・保管する期間を限定すべきであり、この期間については、カナダ DNA 鑑定法（1998 年制定）、ドイツ DNA 同一性確定法（1998 年制定）に準拠して 5 年から 10 年の間で定めることも検討されるべきである。

4 利用

- (1) DNA 型情報データベース・システムは、原則として具体的な捜査の目的のみに利用されるべきである。
- (2) また、DNA 鑑定は不一致の場合に強力なスクリーニング機能を有するから、無罪を立証する場合や再審請求を行っている場合において、冤罪を解明する目的のためにデータベースを利用する必要性が高く、アメリカでは多数の死刑確定者などが救済されていることに鑑み、このような目的による利用は目的外利用ではないとすべきである。

例えば、冤罪を争っている再審請求人が自分の DNA 型と類似した第三者が犯人であると主張した場合において、その DNA 型情報が登録されているかどうか調査する場合などである。なお、このような第三者の DNA 型情報があり、サンプルも残存している場合には、サンプルの利用も可能とする必要があるから、その制度的手当も必要である(*)。

(*) このような場合、警察が DNA 型情報の開示を拒むことはできないとすることが必要である。すなわち、冤罪を解明する目的の情報提供については、DNA 型情報データベースを定める法律において、これを可能とするよう明記すべきである。

- (3) 個人情報保護の観点からは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害が拡大しないよう、警察と他の行政機関の情報とのマッチングを禁止すべきである。

5 抹消

- (1) DNA 型情報の抹消ないし廃棄の事由が明示される必要があり、少なくとも、無罪・公訴棄却・免訴の裁判が確定した場合、嫌疑なしや嫌疑不十分により不起訴と

なった場合、違法収集証拠と判断された場合、登録対象者の保管期間内の死亡の場合、DNA 型情報を抹消する義務があることが定められるべきである。なお、心神喪失などを理由とする無罪の場合や、起訴猶予の場合についても、原則として抹消すべきである。

この点、当連合会は、1997（平成9）年9月17日、捜査機関による無罪判決確定後の指紋・写真の保存に関する人権救済申立事件に関し、警察が、無罪判決確定後も、申立人の指紋や写真を廃棄せずにその保有を継続していることは、プライバシーないし個人情報の自己コントロール権という基本的人権の侵害であるとして、所轄署、県警及び警察庁に対して指紋及び写真の原本及びその複製を直ちに廃棄する等警告するとともに、法務省及び衆参両院に対して無罪確定者の指紋・写真の廃棄義務を明記する法律の制定等を行うよう勧告しているところである。

- (2) 自己情報コントロール権の保障の観点から、誤ってデータベースに登録されている者については、その抹消等を求める権利があることを明らかにすべきである。

6 品質保証

登録される DNA 型鑑定の品質保証（信頼度ないし精度）を確保する方策が定められるべきである。

- (1) 現在、日本の警察においては、第三者機関による DNA 型鑑定の品質保証がなされていない。

しかしながら、品質保証は、DNA 型鑑定の信頼性を保つ上で不可欠であり、米国及び欧州では、このような方策が採られている。

ア まず、米国においては、1994（平成6）年に米国 DNA 鑑定法が可決され、連邦捜査局（FBI）長官は、DNA 品質保証の方法に関する諮問委員会を任命しなければならないとされ、諮問委員会は、品質保証の基準（DNA の分析を必要とする際の犯罪科学研究所や分析官の技術・技能検定の基準も含む）を作成し、必要に応じて定期的に改正し、勧告を行わなければならないとされている。

そして、同法により設置された DNA 諮問委員会は、1998（平成10）年に「犯罪 DNA テストを行う研究室の品質保証基準」、1999（平成11）年に「犯罪者 DNA データベース化を行う研究室の品質保証基準」を設けている。

また、FBI 長官は、勧告された基準を考慮した後、品質保証の基準（DNA の分析を実施する際の犯罪科学研究所や分析官の技術・技能検定の基準も含む）を発しなければならないとされている。

その結果、米国では、これらの基準を守ることが、DNA 鑑定の法廷での信頼性の前提とされている。

もっとも、2001（平成13）年の審査においては、地方の警察の研究所の半分が

FBI の基準を守っていないことが示される等問題が生じていることも指摘されている（勝又義直「DNA 鑑定—その能力と限界」139 ないし 140, 285 頁）。

イ 次に、欧州においても、ヨーロッパ審議会閣僚委員会 1992（平成 4）年 2 月 10 日勧告 Nr.R(92)1「刑事司法制度の枠内におけるデオキシリボ核酸（DNA）分析の利用」の「6. 研究所及び施設の認可及び DNA 分析の監督」において、「DNA 分析は、適切な設備と経験を備えた研究所によってのみ実施されるべき高度な科学的手続である。加盟国は、以下の基準を満たす認可された研究所又は施設の名簿が作成されることを保障すべきである。」とされるとともに、「高度な職業的知識及び適切な品質管理手続」が必要であるとして、品質保証が要求されている（日本弁護士連合会人権擁護委員会編「DNA 鑑定と刑事弁護」185 頁）。

- (2) 以上によれば、日本においても、DNA 鑑定の信頼性を上げるためには、米国や欧州のような品質保証の基準が策定され、実行されることが不可欠であり、その際には、いかなる第三者機関が品質保証の基準を策定するかという問題や、策定した基準を守らせる実効性についての手当が必要であることについて、特に留意されるべきである。

なお、DNA 型情報を得た資料の採取過程、鑑定経過について、再検証が可能となるようできる限り証拠化しておくとともに、DNA 型情報の基礎となった生体資料を再鑑定が可能な状態で保存することを義務付けることも検討されるべきである。

7 監督・救済機関

DNA 型検査の方法、品質保証などを含むデータベース・システムの構築・運用の状況を監督するとともに、人格権・プライバシー権の侵害の有無を調査し、救済するための第三者機関を設置すべきである。

- (1) 具体的には、個人情報や法律、命令等にしがって適切に収集され、データベースなどが適切に管理されているかなどを常時監督する独立した機関として、「DNA データベース・システム監督委員会」のような機関が設置されることも検討されるべきである（当連合会の 2002（平成 14）年 4 月 20 日付「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」に関する意見書、2003（平成 15）年 1 月 31 日付「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の修正案」に対する意見書参照）。
- (2) また、生体資料の採取、DNA 型情報のデータベース化において、人格権やプライバシー権などの人権侵害があった場合、被害者がその調査や救済を求める「政府から独立した調査権限のある人権機関」として、「DNA 型個人情報保護委員会」のような機関が設置されることも検討されるべきである（当連合会では、2000（平成 12）年 10 月 6 日の人権擁護大会において、「政府から独立した調査権限のある

人権機関の設置を求める宣言」をし、1993（平成5）年国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」にのっとり、準司法的権限を持ち、実効ある救済措置を講ずることのできる独立行政委員会の設置を国に求めている。

第9 結論

以上のとおりであるから、DNA型情報データベース・システムは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害することがないよう規則ではなく法律によって構築・運用されなければならない、国家公安委員会規則15号は速やかに廃止されるべきである。

また、法律を制定するに当たっては、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関について、以上に述べたとおり適正に定めるべきである。

以 上

注

- (*1) プライマー：「火付け役」と言われるもので、増幅したい繰り返し配列部分を挟む前後の塩基配列部分に相補的に接着して、増幅開始点と終了点を明示する人工的な塩基配列の断片のこと。
- (*2) PCR法：「ポリメラーゼ連鎖反応」法。DNAの塩基配列中の目的とする特定の塩基配列部分のみを複製コピーして大量に増やす方法であり、DNAの特定部位だけを「試験管内で増殖させることができる革命的な手法」とされている。1993（平成5）年のノーベル化学賞の対象となった。
- (*3) DNAマーカー：電気泳動によって移動して来た場所によって目的とする特定の塩基配列部分の型を測定できるようにした物指しのような人工的な目盛り。
- (*4) TH01型：第11染色体の短腕部に存在する[AATG]の4塩基の反復配列多型。プロモーター機能という一定の遺伝子情報を含むと言われている。
- (*5) PM検査：PMはポリ・マーカーの略。ポリとは「沢山（何種類もの）」、マーカーとは「反復配列多型のある場所」。PM検査では、LDLR, GYPA, HBGG, D7S8, GCの5種類のDNA型を一挙に検出できる。
- (*6) HLA-DQ α 型：第6染色体の短腕部に存在するヒト白血球抗原〔Human Leucocyte Antigen〕のうちクラスII部分のDQ α 座位にある配列多型。
- (*7) フラグメントアナライザー：反復配列多型は塩基の鎖の長さ（塩基数）によって型を判定するが、その塩基の鎖の断片の長さを自動的に測定して型を判定する機械。
- (*8) STR9座位：「座位」とは、ローカス（Locus）の訳で、染色体にあるDNAの中で多型性がある場所（部位）を意味する。9種類の短鎖多型部位という意味。9種類は、D3S1358, vWA, FGA, TH01, TPOX, CSF-PO, D5S818, D13S317, D7S820である（DNA型記録取扱規則2条2号）。
- (*9) プロモーター：遺伝子の転写開始に必要な配列のこと。ほぼすべての組織で恒常的に機能するもの、ある特定の組織でのみ機能するもの、ある一定環境下でのみ誘導されるもの等様々なタイプのプロモーターがあり、これらを利用することにより導入した遺伝子の発現をコントロールすることが可能となる。

各国における犯罪捜査 DNA 型データベースの比較

別紙 1

	英国・イングランド・ウェールズ	カナダ	ドイツ	オランダ	スイス	オーストリア	スウェーデン	フランス	日本
DNA 犯罪捜査開始年	1986年	1989年	1988年頃	1993年	2000年		(1992年)	1992年	1992年
DNA 犯罪捜査根拠法令	PACE法 1984年	1995年刑法及び若年犯罪者法の改訂	1997年刑事訴訟法改正	1993年刑事事件における DNA 鑑定に関する規定の刑事訴訟法への追加	2000年 DNA 鑑定法		州評議会勧告)	刑事訴訟法典第4部第20編 DNA 型全国電算化ファイル	1992年警察庁刑事局長通達 DNA 型鑑定の運用に関する指針
データベースの登録の基準	被疑者・有罪者の DNA プロファイルと犯罪の登録	1995年法で規定された指定犯罪のうち DNA プロファイル指定犯罪の現場・場所・物の付着物と残留物	刑事訴訟法第81g条に規定された重大犯罪(1年以上の懲罰)での被疑者・有罪者の DNA プロファイルと未知のサンプル	同意を得た有罪者の DNA プロファイルと未知のサンプルのみ(但し8年以上の禁固刑となれば重大犯罪で自白がなければ採取可能)	重大犯罪の被疑者・有罪者の DNA プロファイルと未知のサンプル	生命と健康に關する犯罪、強盗、放火、脅迫、麻薬犯罪、その他の重大犯罪での被疑者と有罪者の DNA プロファイルと未知のサンプル	有罪者の DNA プロファイルと未知のサンプル	1998年法によれば、当然の場合、あるいは「自然に」生じた物体から確認できる場合にサンプリングする。	規定なし(日本においては犯罪捜査において採取された DNA のみがデータベース化されているだけであり、被疑者や有罪者から DNA プロファイルを採取する規定はない。)
データベース創設年	1995年	2000年	1998年	1997年	2000年	1997年	1999年	2000年	2004年
DNA データベース根拠法令	1994年刑事訴訟法・公共秩序による PACE 法改正	1998年 DNA 鑑定法	1998年 DNA 鑑定法	DNA 犯罪捜査根拠法令と同じ	2005年 DNA 鑑定法	1999年治安警察法	1998年警察データ法 1998年容疑情報登録法	DNA 犯罪捜査根拠法令と同じ	2005年国家公安委員会規則(DNA 型記録取扱規則)
データベース削除条件	削除規定はあが、例外規定により、実質上削除なし	有罪者が釈放後1年経過後3年経過後(殺人以外)5年経過後	成人では10年、未成年者では5年が経過した後、本人情報を修正するか削除される	無実が判明した場合、現場資料は18年後、被告人資料は20～30年後に破棄	無罪確定、本人死亡、釈放後20年、登録後30年で削除	無罪確定者のみ削除可能	無罪確定、有罪者死亡、釈放後10年、登録後30年で削除	被疑者についてのみ、登録目的に照らして保存が必要と認められれば、検察官または当人の求めにより消去	被疑者 DNA に係る者の死亡、遺留 DNA については確定判決を待たずしてその他保管の必要性消滅時

ただし、現時点までに日本語の文献等で把握し得た情報による(主として「犯罪捜査における DNA データベース—イギリス、アメリカ、カナダと日本の比較(科学技術文明研究所)」を参考として作成)。

別紙2

各国のデータベース・システムの概要

(ただし、現在までに日本語の文献等で把握し得た情報による。)

1 イギリス(イングランド, ウェールズ)における DNA 型データベース

(1) DNA 型データベース対象者及び対象犯罪

1984(昭和59)年の警察・刑事証拠法は、イギリスにおける初めての総合的刑事手続法典である。同法で身体からの内部と内部以外のサンプル採取手続を定めた。その後、DNA型判定の進歩等を踏まえて改正が行われ、内部のサンプル採取の対象者の範囲が、拘禁刑に処せられるすべての犯罪に拡大された。また、内部以外のサンプルを採取する警察権限についても改正され、「犯歴登録犯罪」に関する判決が出た者からは、法定の同意なしに内部以外のサンプルを採取できるようになった。つまり、サンプル採取が将来発生しうる犯罪の迅速な捜査等のための強制処分として認められたことを意味する。

さらに、1996(平成8)年刑事訴訟法・犯罪捜査法、1997(平成9)年刑事訴訟法、2001(平成13)年刑事司法及び警察法、2003(平成15)年刑事司法法による所要改正が行われ、現在は犯罪登録犯罪によって逮捕された被疑者全員からサンプルを採取し、データベースに登録するなど、DNA型データベース運用にあたってのサンプル採取等の範囲が広がられてきている。

(2) データベース構築・運用及びサンプル保存・削除に関する根拠法

データベースについては1995(平成7)年から犯罪者DNA型データベースと呼ばれる大規模な犯罪者データベースの運用が開始された。根拠法令としては1994(平成6)年の刑事訴訟・公共秩序によるPACE法の改正により行われている。

データベース化される資料は、当初、有罪確定者か、未解決事件に関する現場資料に限定されたが、2004(平成16)年4月以降、登録可能犯罪により逮捕された者から、その同意なくDNAプロファイル、指紋、その他の情報を採取することが可能となった。また、採取された指紋及び身体サンプルの破棄条件については、1984(昭和59)年当初は、採取された者に対する嫌疑が解消された場合など、特定の目的がなくなったような指紋や身体サンプルはできるだけ早く破棄されることとされていたが、1994(平成6)年改正により、破棄要件に例外を設定し、破棄が必要となるサンプルであっても、有罪判決を受けた違法行為の事例調査の目的でのサンプル保持を認めた。その後、2001(平成13)年法では、原則として破棄されることはなく、被逮捕者がその後釈放されても、無罪となっても、得られた情報は無期限に保存可能となった。

以上のような法的枠組みの変遷を経て、イギリスにおけるDNA型データベースの

登録データ数は、2005（平成17）年3月の公表データによれば、約290万人のDNAプロファイル、約23万7500件分の犯罪現場のDNAプロファイルであり、1か月でデータベースに登録されるサンプルは、被疑者から平均約4万件、犯罪現場から約4000件とされている。

2 米国における犯罪者DNA型データベース

(1) データベース構築・運用に関する根拠法令 1994（平成6）年DNA鑑定法

米国では、1994（平成6）年にDNAサンプル採取権限と犯罪者DNA型データベースを定める連邦法である1994（平成6）年DNA個人識別法が制定されている。同法が、連邦における犯罪捜査のためのDNA型鑑定及びDNA型データベースの根拠法令となった。

なお、同法により遺伝学、犯罪科学専門家、裁判官等で構成されるDNA諮問委員会の設置が義務づけられ、独自に連邦レベルでDNA型鑑定の品質保証の基準が作成されることとなった。

(2) DNA型データベース対象者及び対象犯罪

2000（平成12）年制定のDNA分析未処理削減法では、DNA型データベース登録対象者として特定の連邦法違反者、コロンビア特別区指定犯罪者、そして特定の軍事違反者についての規定がなされた。さらに、2001（平成13）年9月11日の同時多発テロ事件後に成立した愛国者法により、テロ行為に関連する多数の連邦法違反が犯罪者DNA型データベース登録犯罪に加えられた。

(3) DNA型データベースの具体的運用状況

ア データベース・システム CODIS

米国の犯罪者DNA型データベースであるCODIS（統合DNAインデックス・システム）は、連邦・州という法の2重構造を有する国内のDNAプロファイルを各州間で共有するシステムとして採用された。CODISは、「地方DNAインデックス・システム（LDIS）」、「州DNAインデックス・システム（SDIS）」、「全米DNAインデックス・システム（NDIS）」から構成されている。NDISは1998（平成10）年10月から本格的な運用が開始され、2005（平成17）年7月現在では、ミシシッピ州を除く全州の研究所並びに米軍、連邦捜査局及びプエルトリコの研究所が参加している。同年9月現在、NDISの法科学インデックスには11万9782件のDNAプロファイルが、犯罪者インデックスには264万3409件のDNAプロファイルが保管されている。

イ プライバシーの保護

プライバシー保護のため、DNA分析未処理削減法では、罰則規定として、許可のない者がDNA情報を手にする、又は許可のない者にDNA情報を公開するなどした場合には、10万ドル以下の罰金が科せられる。その他のプライバシー保護の

規定として、捜査目的、裁判目的、刑事防御目的、データベース構築・プロトコル作成・品質保証目的以外にDNA分析はできないことなどが規定されている。

ウ 重大事件の冤罪証明と有罪後DNAテスト

米国では、犯罪捜査のためではなく、有罪者のためにDNA型データベースを用いる有罪後DNAテストと呼ばれる制度が存在する。全米司法研究所に設置された「DNA証拠の未来に関する全米委員会」の「有罪後の問題に関する部会」から1999（平成11）年に「有罪後DNAテスト：要請の取扱いに関する勧告」が発表された。そして、有罪後DNAテストを認める州法が制定され始め、現在では30州で何らかの形で受刑者がDNAテストにアクセスできるようになっている。その結果2002（平成14）年1月には、DNA鑑定の導入により無実が判明して釈放された受刑者が全米で100名を越えたと報道されている。

(3) 各州におけるDNA型データベース対象者及び対象犯罪

1988（昭和63）年、コロラド州は仮釈放の前に性犯罪者から生体サンプルを要求する法律を制定した。これがきっかけとなり、性犯罪を中心に、有罪者のDNA型データベース創設を認める州法の制定が始まった。1998（平成10）年には全州でDNA型データベースに関する州法が制定された。しかし、DNA型データベースの登録対象となる犯罪は、各州で様々であった。この時点では、すべての州が性犯罪を対象犯罪としている一方で、殺人罪といえども認めない州があったり、ある種の軽犯罪でも認める州があったりと、全米共通のルールは存在しなかった。しかし、その範囲は拡大される傾向にある。2003（平成15）年7月の時点では、性犯罪と殺人は50州で、暴行・傷害事件は47州、不法目的侵入は44州で収集対象となっている。その後、2004（平成16）年1月時点では、35の州であらゆる重罪者からDNAサンプルを収集しており、ほぼ同数の州で一定の要件を満たす少年からサンプルを収集している。

(4) 近時の連邦における法改正 2004（平成16）年万人のための司法手続法・2005（平成17）年DNA指紋法

ア 2004（平成16）年万人のための司法手続法

2004（平成16）年万人のための司法手続法により、連邦捜査局（FBI）長官は、各州が有している起訴された者その他適法にDNAサンプルが採取された者のDNAプロファイルも登録できることとされた。ただし、起訴されなかった被逮捕者及び一定の除外される目的のためにのみ任意に提出されたDNAサンプルのDNAプロファイルについて、NDISに登録してはならないとされた。

イ 2005（平成17）年DNA指紋法

2005（平成17）年DNA指紋法により、連邦においても、被逮捕者及び合衆国の権限の下に拘禁されている者からDNAサンプルを採取し、DNAプロファイルを

CODIS に登録することが可能となった。ただし、被逮捕者に係る事件が公訴棄却又は無罪若しくは期限内に公訴が提起されなかった旨の裁判所の裁判所謄本を司法長官が受領したときは、FBI 長官は、当該者の DNA プロファイルを速やかに消去しなければならないとされた。

3 カナダにおける犯罪者 DNA 型データベース

(1) DNA 型データベース対象者及び対象犯罪

1995 (平成 7) 年 7 月、刑法が改正され、「州裁判所が、指定犯罪捜査に犯罪 DNA 分析の目的で、警察が被疑者から生体サンプル(毛髪、血液、口腔内組織)を採取することを認める委任状を發布できる(刑法§487.05)」ことになった。指定犯罪は、殺人、性的暴行、強盗、誘拐、ハイジャック等で改正刑法の中に規定された。

(2) データベース構築・運用及びサンプル保存・削除に関する根拠法令

カナダの国家規模の DNA データバンク (NDDB。なお、米国の CODIS と連携している) は、米国のそれと比較してより人権問題に配慮し、DNA 鑑定の活用範囲に厳しい制限を設けている。データ管理・サンプル保管については、一定期間後には処分・破棄するように定められている。

2004 (平成 16) 年 5 月時点において、犯罪者 DNA 型データベース (有罪者インデックス) 登録は 5 万 8529 件、犯罪現場 DNA 型データベース (犯行現場インデックス) 登録は 1 万 4629 件である。

ア DNA 鑑定法の成立と指定犯罪

1998 (平成 10) 年 12 月、DNA 鑑定法が成立し、これにより国家規模の DNA データバンク (NDDB) の創設が認められ、2000 (平成 12) 年 6 月 30 日に施行された。NDDB には、「有罪者インデックス」と「犯行現場インデックス」がある。有罪者インデックスには、カナダ刑法§487.04 に示される第 1 次指定犯罪と第 2 次指定犯罪の有罪者の DNA プロファイルが登録される。

イ DNA 鑑定法の内容 サンプル保存・削除条件

慎重な審理の結果、1988 (昭和 63) 年に成立した DNA 鑑定法は、プライバシー問題に配慮したものとなっている。同法には、完全釈放から 1 年以内、又は仮釈放から 3 年以内には、有罪者インデックスに登録されている DNA プロファイルへのアクセスが削除され、DNA サンプルが廃棄されることが規定されている。

NDDB の対象となる有罪者には若年者(12 歳以上 18 歳以下の者)も含まれるが、記録の保管と破棄に関しては、若年犯罪者法を適用される。若年者の殺人事件の場合、DNA プロファイルへのアクセスの削除と DNA サンプルの破棄には、DNA 鑑定法§9 が適用され、釈放から 1 年後、仮釈放から 3 年後に行われる。殺人以外の指定犯罪の有罪者に関する情報は、5 年を期限とし、期限後は速やかに破棄される。

ウ DNA データバンクに関する外部評価機関の設置

カナダにおける DNA データバンクでは、DNA データバンク諮問委員会規則にしたがい、2000（平成 12）年 5 月に独立の外部評価機関である NDDB 諮問委員会が設置された。同委員会は、NDDB のサンプル処理や分析方法といった科学的手法の問題や、法的・倫理面での NDDB の運用に関する諸問題等、多岐にわたる事項について検討し、報告することとなっている。

4 ドイツにおける犯罪者 DNA 型データベース

(1) DNA 型データベース対象者及び対象犯罪

ア 被疑者らから採取した体細胞等の DNA 型鑑定

ドイツでは、従来から身体検査に関する規定によって血液の採取が認められており、捜査のために必要であれば DNA 型鑑定も可能であるとの一般的理解であったが、1997（平成 9）年 3 月、刑事訴訟法を改正して DNA 分析に関する規定をおき、「血縁関係、又は発見された痕跡物質が被告人もしくは被害者に由来するという事実を確定するのに必要な場合」に裁判官の命令によってのみ行うことができるとされた。

イ DNA 型鑑定の活用・拡大

2005（平成 17）年 8 月 17 日、「司法手続きにおける DNA 型判定制度を改正するための法律」が公布され、DNA 型鑑定に関する法律が刑事訴訟法に一本化されるとともに、その活用・拡大が図られている。改正刑事訴訟法の内容は、以下のとおりである。

犯行現場等で採取された資料の DNA 型判定を実施するためには、裁判官の命令を原則としながら、一定の場合には、検察官又は警察の命令でも鑑定ができることとした。

被疑者から採取した体細胞等の DNA 型鑑定についても原則として裁判官の命令が必要であるとされていたが、遅滞のおそれがある場合には検察官又は警察の命令で鑑定ができるとし、本人が同意した場合には裁判官の命令は不要とした。

犯罪捜査のために特定地域の住民全員を対象として行うような鑑定対象を特定しないで実施する大規模な調査（DNA 型一斉調査）については、厳格な要件を定めた。

重大な犯罪又は性犯罪を行った者で、将来再びその者に対する刑事手続が行われることが予想される場合には、裁判官の命令により体細胞の採取や DNA 型鑑定が認められていたが、改正により、累犯者については、全体として不法性が重大な場合には、後記(2)と同様の要件により、体細胞の採取、DNA 型鑑定が可能とされた。

(2) データベース構築・運用及びサンプル保存・削除に関する根拠法令

ア DNA 同一性確定法の制定 (1998 (平成 10) 年 9 月)

この法律により、一定の犯罪の被疑者については、「将来その被疑者に対し(一定の)犯罪に基づく新たな刑事手続が行われると想定する理由が認められるときは、将来の刑事手続における身元確認を目的として」、体細胞を採取して DNA 型検査を行うことができることが明記された。

イ 刑事訴訟法第 81g 条の改正による DNA 鑑定データ蓄積の根拠法令

2005 (平成 17) 年, DNA 同一性確定法が失効し, 改正された刑事訴訟法第 81g 条 5 項に, 鑑定データの管理, 使用, そして, 被疑者・被告人の DNA 型鑑定を行ってデータを蓄積する場合の告知制度などが規定されている。

ウ データベースの登録・削除

ドイツにおいては, 成人では 10 年, 未成年では 5 年が経過した後, 本人情報を修正するのか, 削除されるのかを審査されることとなっている。

なお, ドイツにおいて, 2005 (平成 17) 年 3 月までに蓄積された DNA 型データは約 40 万 2000 件, DNA 型鑑定を利用して解明された犯罪は 2004 (平成 16) 年のみでも殺人 371 件, 性犯罪 870 件であるとされている。

5 オランダにおける犯罪者 DNA 型データベース

オランダでは, 1993 (平成 5) 年に刑事事件における DNA 鑑定に関する規定の刑事訴訟法への追加法が成立し, 1994 (平成 6) 年に施行された。この法律は, 被疑者・被告人の権利に配慮したもので, 再鑑定の請求権や鑑定への立会権などを認めているとともに, 再鑑定不能な微量資料については鑑定人の指定権も認めている。一方で, 一定の犯罪の被疑者・被告人に対して予審判事が資料の強制採取を命令できることを定めている。そして, DNA 鑑定で得られたデータは, 司法省科学研究所の中央登録簿に登録されることとなっている。保管条件としては, 無実が判明したら破棄されるとされており, 現場資料は 18 年後, 被疑者・被告人資料は 30 年後に破棄されることとなっている。

登録数は, 2000 (平成 12) 年春で犯罪者 DNA 型データベースは約 600 件にとどまり, 現場資料 DNA 型データベースも約 2200 件と少ない。

6 スイスにおける犯罪者 DNA 型データベース

スイスでは, 2000 (平成 12) 年に「DNA 鑑定法」が成立し, 被疑者や関係者, 行方不明者の資料採取のほか, 捜査の枠組において大量検査も認めている。データベースとして DNA 鑑定情報システムを運用し, 犯人と疑われる者, 刑執行中の者, 証拠, 行方不明者, 国際協力のために送付された資料も加えられる。このシステムに加えられた情報は, 無罪とされた場合のほか, 時効のない刑事犯では 30 年後, 行方不明者では本人

の同定後か50年後に破棄される。

別紙3

現行のDNA型鑑定の運用

現行のDNA型鑑定は、2003年(平成15)7月7日付警察庁丙鑑発第13号「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について」、同日警察庁丁鑑発第534号「DNA型鑑定の運用に関する指針の解釈等について」及び同日付警察庁丁鑑発第535号「DNA型鑑定実施に際しての鑑定方法等の指定について」により、以下の指針に基づき、運用されているとされている。

(1) 鑑定員

まず、鑑定は、高度な専門的知識及び技能を必要とするほか、警察における統一的な運用を図る必要があるから、科警研所長が交付するDNA型鑑定資格認定書(以下「認定書」という。)を有する鑑定技術職員が行う。

認定書は、科警研法科学研修所の所要の研修課程(年度毎に策定される「法科学研修所教養計画の指針」において定めるDNA型鑑定に係る課程)を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対し、科警研所長が交付するものである。

(2) 検査施設、鑑定方法等

DNA型鑑定の安全性を確保するため、空調設備、エアシャワー付のクリーンルームを備えたDNA型検査専用施設等において行われ、温度、湿度、エアークリーン度についても定期的な点検と一定基準の維持が求められている。

鑑定方法については、科警研所長が指定する手順により実施するものとし、その検査機器及び検査試薬も原則として同長が指定するものを使用する。ただし、前述のように、実際の作業は大幅に自動化され、ほとんど自動化されている。

(3) 鑑定資料

鑑定資料としては、血液・血痕、精液・精液斑、精液及び膣液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片である。これらの採取時の資料の状態、採取時期、保存状態等が鑑定に大きな影響を与える。そこで、資料の採取にあたっては、細胞や細菌等の混入を防止するため、直接手指を触れないように留意するなどその取扱いを厳格にしなければならないものとし、乾燥血痕等、未乾燥血液等、死体、毛根鞘が付いている毛髪の各対象について、採取方法が具体的に指示されている。また、DNAを破壊しないようルミノール試薬等の使用についても限度を定めている。

資料の保存に当たっては、混同や変質防止のため、冷凍保存を原則とし、他の資料との接触・混同及び漏出を防止するため、個別保存とし、保存状態を明確化するようにしている。

(4) 比較対照資料

ア 採取上の留意

(ア) 被疑者及び容疑濃厚な重要参考人等から血液を採取する場合は、必要以上に採取しないよう心掛け、身体から採血する場合には、鑑定処分許可状の発付を得なければならない。また、直接強制が必要な場合には、鑑定処分許可状と併せて身体検査令状の発付を受けて行う。

被害者から採取する場合には、原則として、任意提出を受けて領置するものとしている。

(イ) 口腔内細胞を比較対照資料とする場合も、証拠能力を確保するため、刑事訴訟法等の定めにしたがい、適切に採取することとされている。

イ 残余資料の取り扱い

鑑定後に残った被疑者の血液等比較対照資料の残余については、任意提出の場合には提出者の処分意見欄の記載に従うが、それ以外の場合には、原則として残余を破棄することとしている。再採取が困難な資料については、再鑑定を考慮し、関係所属長が再鑑定の要否を協議の上、「適切に措置する」とされている。